

## [事案 2020-338] 既払込保険料返還請求

・令和4年3月17日 和解成立

### <事案の概要>

告知義務違反により契約が解除されたことおよび保険契約が失効したことを不服として、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

肺炎により入院し食道狭窄拡張術を受けたため、令和2年6月に契約した終身医療保険にもとづき給付金を請求したところ、告知義務違反により契約が解除され、給付金が支払われず、また、保険会社の給付金支払にかかる調査期間中に保険料未払いにより契約が失効したが、以下等の理由により、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 令和2年4月に医師から入院を勧められた事実を告知していないことを理由に告知義務違反解除となったが、医師からは通院か入院かどちらでも良いと言われたのみであって、入院を勧められた事実はないことから、告知義務違反はなかった。
- (2) 口座振替書類に複数回の不備があり、修正のやり取りをしている中で、2ヶ月分の保険料が残高不足を理由に支払われなかったため失効したが、保険会社からは保険料が未納になっていることの連絡等がなかった。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、令和2年4月に医師により入院を勧められていた事実を告知していない。
- (2) 申立人に対し、口座登録不備解消の手続や請求開始時期について、必要な情報を提供している。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時および失効時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、申立人の主治医に対し、受診時の問答等に関する質問書を送付し、医療関係資料等を入手して審理の参考にした。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人には不告知につき重大な過失が認められるが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 保険会社は申立人に対し、電話または郵送により、振替口座の設定や保険料の支払いについての説明、振込先口座の案内、書類不備の指摘等を何度も行い、令和2年10月の所定日までに振替口座設定書が提出された場合は、11月に2か月分の保険料を引き落とすことを説明している。
- (2) しかし、保険会社は、振替口座の登録が完了したことについては申立人に連絡せず、失効原因となった令和2年10月分の保険料の未納については、振込用紙を送付せず、督促もしていない。また、10月分・11月分の保険料の口座引き落としできないと失効することも連絡せず、支払督促も行わなかった。
- (3) 保険会社は、10月分の保険料を11月中に支払わないと失効することを事前に連絡するな

ど、もう少しきめ細かい配慮をしていれば、本件紛争は避けられたと思われる。